(3) 生物多様性の確保・自然共生



持続可能な農業の 推進



自然とふれあえる まちづくり



森林の持続可能な 管理、生物多様性 損失の防止



パートナーシップ による生物多様性 の確保・自然共生

関連する SDGs のゴール

①生物多様性の確保

取組の方向性

本市では、「環境省レッドリスト 2020^{※1}」もしくは「福岡県レッドデータブック 2011・2014 改訂版^{※2}」において、カヤネズミなど 38 種の希少動物^{※3}の生息及び 6 つの植物群落、植物 13 種の生育が確認されています。多様な生物と、それをとりまく環境は、生態系という仕組みの中で相互に深く関わり合い、つながり合っています。生態系は、人間をはじめ、すべての生きものにとってかかすことのできない存在基盤であり、私たち人間も野生の生きものたちと同様、生態系という仕組みの一部であることを忘れてはなりません。また、生物多様性が守られ、健全な生態系が維持されている自然は、災害の防止機能など、生活環境の安全をもたらしていることも見逃してはいけません。

こうしたことから、生物多様性を保全することは都市に暮らす私たちにとってきわめて重要であることを認識するとともに、どのような活動をする必要があるか、市民と共に考え、共に行動できるよう、情報提供や啓発を進めながら、環境教育・学習の活動と連携した取組を行っていきます。また、専門的な分野については、専門家や各関係機関と連携した生態系の健全性維持につながる取組を行っていきます。

- ※1 日本に生息する野生生物について、環境省が生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価しとりまとめたリスト。概ね5年ごとに全体的な見直しを行っており、令和元年度に公表したレッドリスト2020では、これまでと比較して絶滅危惧種が40種増加し、合計3,716種となった。
- ※2 福岡県の絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や危機の要因などを明らかにしたもの。多くの人々にその現状を知ってもらい、保護や保全に結びつけることを目的としている。 平成23年11月に植物群落、植物、哺乳類および鳥類の改訂版「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011」(掲載種 動植物759種、植物群落89箇所)、平成26年8月に爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類の改訂版「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014」(掲載種 動物852種)を発刊している。
- ※3 その個体数が少なかったり、生息環境が限定されていることなどから、保護の緊急性が高い動物。



オケラ (福岡県 RDB:絶滅危惧 I B 類)



ミツガシワ (福岡県 RDB:絶滅)



ミヤマヨメナ (福岡県 RDB:絶滅危惧 I B 類)



ヤマアカガエル (福岡県 RDB:絶滅危惧Ⅱ類)



ナミルリモンハナバチ (環境省 RL:情報不足)



コツバメ (福岡県 RDB:絶滅危惧Ⅱ類)

表 21 市内で見られる RDL・RDB 掲載種リスト (環境基本計画に係る自然環境調査より)

No.	分類	種名	環境省 RDL2020	福岡県 RDB	No.	分類	種名	環境省 RDL2020	福岡県 RDB
1	植物	ヤシャブシ		CR	27	鳥類	オオムシクイ	DD	
2		サンヨウアオイ		VU	28		センダイムシクイ		VU
3		トサミズキ	NT		29		オオルリ		NT
4		トキワマンサク	EN		30	爬虫類	イシガメ	NT	VU
5		ミツガシワ		EX	31		スッポン	DD	DD
6		シタキソウ		EN	32		ヒバカリ		NT
7		スズサイコ	NT	VU	33	両生類	カスミサンショウウオ	VU	VU
8		ミヤマヨメナ		EN	34		ブチサンショウウオ	EN	NT
9		オケラ		EN	35		ニホンイモリ	NT	NT
10		アマナ		VU	36		ニホンヒキガエル		VU
11		コガマ		VU	37		ニホンアカガエル		VU
12		エビネ	NT	VU	38		ヤマアカガエル		VU
13		イチョウウキゴケ	NT		39	昆虫類	キイトトンボ		NT
14	哺乳類	キツネ		NT	40		ベニイトトンボ	NT	
15		カヤネズミ		VU	41		ハルゼミ		NT
16	鳥類	オシドリ	DD	NT	42		ミズカマキリ		NT
17		ササゴイ		NT	43		オオミノガ		NT
18		ジュウイチ		NT	44		ヒメキマダラセセリ		NT
19		ツツドリ		NT	45		コツバメ		VU
20		ケリ	DD	NT	46		ジャノメチョウ		NT
21		ハイタカ	NT		47		コガタノゲンゴロウ	VU	VU
22		オオタカ	NT	NT	48		ヘイケボタル		NT
23		ノスリ		NT	49		ナミルリモンハナバチ	DD	
24		亜種サンショウクイ	VU	CR	50	魚類	ドジョウ	NT	VU
25		サンコウチョウ		VU	51		ミナミメダカ	VU	NT
26		コシアカツバメ		NT					

注 環境省RDL2020:「環境省レッドリスト2020」(環境省2020年)掲載種

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
野鳥や昆虫等とのふれあう市民の	56.4%	46.4%	現状維持	環境課
満足度	(平成 21 年度)	(令和元年度)	(令和 12 年度)	

市民やNPOに期待される役割

- ●多様な生きものを育むため、庭や生け垣などの身近な緑の創出に努めるとともに、河川・ため池などの水辺、里山の環境保全活動に参加・協力します。
- ●自然観察会や生きもの調査などに積極的に参加、協力します。
- ●NPOは、これまで実施してきた「生きものを通した環境教育」を発展させるなど して取組を行います。
- ●外来のペットは適正に管理し、野山、池、河川、あき地などには捨てません。

注 福岡県RDB:「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011・2014」 (福岡県2011年、2014年) 掲載種

注 CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 I 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

事業者に期待される役割

- ●開発や土地利用においては自然の生態系に十分な配慮を行います。
- ●緑化は、できるだけ外来種ではなく郷土種を用いて行います。
- ●「生物多様性民間参画ガイドライン^{※1}」を踏まえ、原料の調達からはじまるあらゆる事業活動の場面で、生物多様性に配慮した事業活動を行います。
- ●自然観察会や生きもの調査などに積極的に参加、協力します。
- ●工事の実施にあたっては、希少種などの生態系に十分配慮し、必要に応じて適切な 保全措置を講じるように努めます。
- ※1 事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針として、環境 省が平成21年(2009年)に作成したガイドライン。

行政の具体的な取組

●生態系ネットワークの形成【環境課】

森林、農地、都市、河川における生息・生育地の保全・再生・創出及び人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生物の生息・生育地の連続性を確保するため、市民、NPOや関係機関と連携し、生態系ネットワークの形成に努めます。

●関係団体との連携と情報収集【環境課】

各関係機関をはじめ、関係団体等と連携してネットワークを図るとともに、動植物の現況把握に努め、データの集約を行うなど、令和2年度に実施した自然環境調査の情報更新を行います。

●動植物の保全と情報発信 【環境課】

関係団体等の協力を得て動植物の保全に努め、特に保全をすべき種を選定するなど保全の方向性を検討します。また、広報等で市内の生物多様性に関する情報を発信するとともに、自然観察ガイドブック^{※2}の改訂や自然観察会が実施される場所に案内板、解説版など設置を検討します。

※2 太宰府市の自然を「山の自然」「里や平地の自然」「水辺の自然」などに分け、それぞれの植物や動物の生態についてまとめたもの。小学生(4年生から6年生)及び中学生を対象とした環境教育の副読本として、また太宰府市の自然に興味をもつ多くの研究者、登山者に利用していただくことを目的として、平成10年3月に作成した。

●生物多様性への配慮【関係課】

市の公共工事の実施にあたっては、希少種などの生態系に十分配慮し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。また、環境配慮に関わる適切な指導ができるよう市内の自然環境調査データ等を県の担当窓口と共有します。

●自然観察会や生きもの調査への支援【環境課】

自然観察会や生きもの調査などNPOが開催する事業等への支援を行います。

●生物多様性地域戦略策定の検討 (環境課)

生物多様性基本法では、地方公共団体に、地域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標・施策を定める「生物多様性地域戦略^{¾1}」の策定を促しています。本市でも自然環境調査を基礎資料として、生態系の保全、野生生物との共存・住み分け、生態系ネットワークの形成の方法などの戦略を示す計画の策定を検討します。

※1 「生物多様性基本法」第 13 条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を 基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める 基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して生物多様性地域戦略を策定するよう努め ることとされている。

地域戦略に記載すべき事項は「対象区域」「当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標」「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策」「その他必要な事項」である。

●外来生物侵入防止等の啓発、情報発信 (環境課)

市民に向けては、飼っている外来のペット等は適正に管理し、みだりに野山、池、河川、あき地に捨てないよう啓発するとともに、事業者により意図せずに持ち込まれる可能性のある国内移入種*2等についても情報の発信を行います。特に生態系などに大きな被害を与えるおそれがある特定外来生物については、近隣市町と連絡及び連携を図りながら、防除に努めます。

※2 日本産の生きものであっても、もともとその地域に生息しておらず、人為的に持ち込まれたもの を国内移入種と呼ぶ。外来生物と同様に、持ち込まれた先の生態系を脅かす原因となっている。

関連計画

関連計画なし

②森林・里山・農地の保全・再生・活用

取組の方向性

四王寺山とその山麓、宝満山の大部分、大佐野の樹林地は、法や条例により保全され 豊かな自然が残されていますが、市街地やその周辺では、住宅開発や土砂の採取等によ り、樹林地や農地等のみどりが減少しています。みどりは多様な公益的機能を有するこ とから、今後も本市の骨格をなす山林のみならず、地域特有の景観や歴史・文化の基盤 としても重要な里山地域の保全を図り整備を進めていく必要があります。また、森林の 中には人の手入れがされずに荒廃している所も多く、災害防止の面からも、荒廃森林の 再生を行っていく必要があります。農地については、福岡都市圏の膨張とともに都市化・ 住宅化が進展した結果、急速に転用が進み、市内農地の点在化・住宅化は一層進みまし た。その上、農家のほとんどが兼業農家で、農業従事者の高齢化、担い手不足もあり、 耕作放棄地の増加が懸念されることから、発生抑制に向けた不作付農地(自己保全管理 農地)の減少に取り組む必要があります。

こうした背景を踏まえ、これまで受け継いできた自然環境を守り育むために、地域の 特性に合わせた手法を検討し、愛着がもてるみどりの保全の取組を行っていきます。



大佐野緑地



里山の管理

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
自然環境が豊かであると感じる市 民の割合	88.1% (平成 21 年度)	92.8% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)	都市計画課
緑地公有化面積割合	24.3% (平成 21 年度)	42.9% (令和元年度)	62.9% (令和 12 年度)	産業振興課
自己保全管理農地 (田)	22.3 ヘクタール (平成 21 年度)	25.6 ヘクタール (令和元年度)	20.5 ヘクタール (令和 12 年度)	産業振興課

市民やNPOに期待される役割

- ●人間も自然の中に生きている生きものだということを自覚し、みどりを大切にします。
- ●自然観察や農業体験に積極的に参加・協力し、自然の奥深さを知る努力をします。
- ●竹木伐採などの里山保全活動に積極的に参加・協力するとともに、里山の景観や歴 史・伝統文化を次世代に継承していきます。
- ●NPOは行政と連携して里山保全活動などを企画・主導します。

事業者に期待される役割

- ●開発や土地利用は、みどりへの影響を少なくしたり新たな緑化を行います。
- ●所有する山林や農地の適切な維持管理と持続的な経営を行い、多面的な機能を発揮 させます。
- ●農業においては、農薬や化学肥料の使用を最低限にし、環境保全型農業*1を行います。
- ●農業体験や里山保全活動に積極的に参加・協力します。
- ※1 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学 肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう。

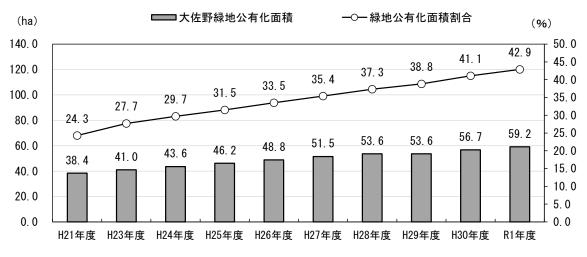
行政の具体的な取組

●宝満山・四王寺山・大佐野などの森林の保全と整備【産業振興課】

太宰府市緑地の保全に関する条例に基づき、大佐野ダム上流を緑地保全地区に指定しており、水源涵養林^{*2}としての機能低下防止、また森林の保全を推進するために緑地公有化事業を行います。また、宝満山・四王寺山一帯は「太宰府県立自然公園」に指定されており、自然景観の保全と活用について、県への働きかけを行い環境美化に努めるとともに、市民の憩いの場としての活用を図ります。

さらに、国の森林環境譲与税及び福岡県の森林環境税^{※3}を活用し、荒廃森林等の整備と木材利用の推進・普及啓発を実施します。

- ※2 水源として雨水を貯留し河川に流れ込む水の量を平準化することで、洪水の防止、河川の保護などを行う機能を持つ森林。
- ※3 「福岡県森林環境税条例」に基づき、個人は年間 500 円、法人は年間 1,000 円~40,000 円の森 林環境税を納付し、県は、森林環境税により「荒廃した森林の再生」と「県民参加の森林(もり) づくり」の事業に取り組む。平成 20 年度(2008 年度)から開始。



[出典:産業振興課データ]

図 13 緑地公有化面積と割合の推移

●四王寺山及び市民の森等四王寺山周辺の環境保全と整備・活用 【文化財課、都市計画 課、産業振興課、環境課】

樹林の伐採整理等の環境整備を行うとともに、市民やNPOなどによる荒廃竹林の改善などの里山保全活動を支援します。また、市民の森は市民の憩いの場や環境教育の場として積極的に活用できるよう、市民やNPOなどと協働しながら定期的な維持管理を行い、良好な自然環境を保持し、森林と人との共生を推進します。

●里山や農地の保全と整備・活用及び都市近郊農業の振興【産業振興課・農業委員会】

優れた緑地景観を持ち歴史的、文化的遺産と一体となった里山について、良好な自然環境を保持し、森林と人との共生を推進します。

また、兼業農家の持続的経営を確保するため、多様な担い手の育成や米作と他作物の生産を組み合わせた都市近郊農業を推進するとともに、農業への理解や健康増進のための市民農園の利用を促進します。併せて、農地利用の適正化に向けた農地パトロールを実施します。

●環境保全型農業の推進【産業振興課】

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続可能な農業を推進します。

●有害鳥獣[※]及び野生動物対策【産業振興課、環境課、防災安全課】

近年増加するイノシシやアライグマなどの有害鳥獣による農作物への被害防止のため、近隣市町と連絡及び連携を図りながら対策を行います。また、人に危害を与えるおそれがある野生動物の出没情報があった場合は注意喚起のための情報発信に努めます。

※ 法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼ すものを有害鳥獣といい、鳥獣本来の食性によって人、家畜、農作物、樹林、農林水産物等を食害 するものが大部分。

表 22 有害鳥獣別捕獲件数の推移

種名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
イノシシ (頭)	159	279	236	245	204	250
アライグマ (匹)	1	9	5	8	19	13
その他	5	0	0	0	0	1
計	165	288	236	253	223	264

[出典:産業振興課データ]

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
太宰府市歴史的風致維持向上計画	平成22年~令和4年	平成 22 年	都市計画課
史跡宝満山保存活用計画	令和2年~令和11年	令和2年	文化財課

③自然とのふれあいの確保

取組の方向性

人は自然とふれあうことで大きなやすらぎを得ることができ、また、地域のことを深く知ることができます。市民の地域への愛着を深めるためには、市民と自然とのふれあいの機会を増やすことが重要と言えます。本市には、宝満山、四王寺山、御笠川、鷺田川、社寺の巨樹・古木など、身近にふれあうことができる自然が多くあります。これらの場所を市民が訪れやすくしたり、そこで環境学習や遊びを行いやすくしたりする必要があります。

このため、森林や身近な里山、農地の保全を図るとともに、気候変動による暑熱への「適応^{※1}」対策として街路樹の整備、住宅の緑化を進めるなど、豊かなみどりとのふれあい空間づくりを進めます。また、歴史を感じさせる史跡地の持つ特性を生かし、市民参加の仕組みをつくりながら、みどりとふれあうことのできる史跡地の活用を図っていくことが求められています。花いっぱい運動等を展開することにより、おもてなしの心による史跡地の活用を継続しみどりのネットワーク^{※2}づくりを進めます。

また、美しい河川を保全し創造するために、全国的に進められている「多自然川づくり^{*3}」の考え方に基づいた、生きものがすみやすく、人が親しみやすい水辺づくりの取組を、河川の改良・改修時に県と連携して進めていきます。

- ※1 気候変動(地球温暖化)対策として、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間のあり方を調整すること。もう一つの対策は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するなどの「緩和」である。
- ※2 水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを 形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組。都市の熱環境の改善、 生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創 出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生活空間ネットワークの形成といった機能など、都市に自 然を取り戻し、生き物とのふれあいや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果 が期待される。
- ※3 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせてうつくしい自然環境を保全あるいは創出する河川整備。河川改修等に当たって、瀬と淵を保存または再生し、法勾配は緩勾配とし、植生や自然石を利用した護岸を採用するなどが主な内容。



花いっぱい運動(水城跡)



御笠川生きもの探検隊



高雄公園ビオトープ観察会



ため池

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
公園の箇所数	130 箇所 (平成 21 年度)	137 箇所 (令和元年度)	現状維持 (令和 12 年度)	建設課

市民やNPOに期待される役割

- ●自宅にみどりを少しでも増やす努力をするとともに、それらを美しく保ちます。
- ●川やため池等の水辺やそこに生きる生きものに親しむとともに、人にも生きものに も気持ち良い環境とするため、清掃活動に参加します。
- ●公共空間の緑化活動、公園管理の自主的取組などに参加します。
- ●NPOは、これまで実施してきた「まちのみどりの保全・創出活動」を発展させる などして取組を行います。

事業者に期待される役割

- ●工場、事業所などで、敷地緑化、屋上緑化、壁面緑化などに取り組みます。
- ●事業所周辺の公共空間の緑化活動、公園や緑の管理などに積極的に参加します。
- ●開発や建築の際は、既存の樹木の活用を図り、大木や鎮守の森などを保全します。

行政の具体的な取組

●公園の整備【建設課】

市内の公園については、地域住民が愛着を持てる公園の再整備を行います。また、 高雄公園内のビオトープ池は、自然とのふれあいの場として適切な維持管理を行い ます。

●交流施設整備【都市計画課】

四王寺山麓を舞台に活動している環境保全団体、史跡解説団体など多様な活動団体が情報共有できる場の整備を検討します。

●花いっぱい運動の推進【産業振興課、文化財課】

水城跡や観世音寺周辺などの史跡地にて花いっぱい運動に取組みます。

●みどりのネットワークづくり(沿線の街路樹の保全と活用等)【建設課】

街路樹や公園のみどりは良好な景観の形成や野生生物の生息空間として、また、市民や来訪者のまち歩きの際の良好な景観や涼しい木陰として、宅地内のみどりとともに沿道等の街路樹の保全と活用を図りつつ、みどりのネットワークづくりを進めます。

●多自然川づくりの推進及び河川・水路など親水性に配慮した水辺空間の整備 (建設課)

河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮する多自然川づくりを推進するとともに、美しい自然環境を保全あるいは創出するために、親水性のある水辺空間や防災・減災 (Eco-DRR) の視点にも配慮し整備を進めます。福岡県管理の河川の整備にあたっては、河川の改良や改修時に、県と協議を行いながら、水辺の環境整備を進めます。

●ため池の保全と活用【建設課、環境課】

ため池は、水を蓄える、ヒートアイランド現象*の抑制、水量の調節(洪水抑制等)の機能を有するほか、絶滅危惧種の生息や野鳥の飛来地であるなど、生物を育む貴重な場となっています。そのため耐震調査及び改修工事や特定外来生物の駆除など外来生物対策に取り組み、総合的にため池の保全と活用を進めていきます。

※ 都市域において、人工物の増加、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われる割合の増加、 それに伴う自然的な土地の割合の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都心域の気温 が郊外に比べて高くなる現象。等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻くため、ヒート アイランド(熱の島)といわれる。

●市民やNPO等の河川美化活動への支援【環境課、地域コミュニティ課】

市民やNPO・ボランティアなどによる河川の美化活動への支援に努めます。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第二次太宰府市都市計画マスタープラン	平成 29 年~令和 18 年	平成 29 年	都市計画課
太宰府市緑の基本計画	平成 14 年~	平成 14 年	都市計画課
太宰府の景観まちづくり (太宰府市景観まちづくり計画・太宰府市景観計画)	平成 22 年~	平成 22 年	都市計画課
太宰府市歷史的風致維持向上計画	平成22年~令和4年	平成 22 年	都市計画課